

## 萩市地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、萩市が、介護予防支援の事業（以下「事業」という）を行う萩市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師その他の従業者（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の状況等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護予防サービス、総合事業サービス、保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護予防サービス等」という。）を利用できるように配慮し、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称、所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 萩市地域包括支援センター
- (2) 所在地 山口県萩市大字江向510番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、センターの職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 担当職員 1名以上（常勤1名以上）  
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 必要数  
事務職員は、必要な事務を行う。

2 管理者及び担当職員は、地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日・休日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 8時30分～17時15分までとする。
- (3) 事業の提供時間 8時30分～17時15分までとする。

（事業の提供方法及び内容）

第6条 センターは、事業の提供の開始に際し、事前に利用者またはその家族に運営規程の概要等を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

2 担当職員は、介護予防サービス・支援計画の作成にあたっては、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握する。

- 3 担当職員は、前項に定める課題の把握については、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- 4 担当職員は、利用者及び家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護予防サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成する。利用者及び家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 5 担当職員は、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた介護予防サービス等の担当者に対する照会等により、当該介護予防サービス・支援計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 6 担当職員は、介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた介護予防サービス等について、保険給付又は総合事業の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者またはその家族に説明を行い、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 7 担当職員は、介護予防サービス・支援計画の作成後においても、利用者及びその家族、介護予防サービス等のサービス提供事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握に努め、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更、サービス提供事業者等との連絡調整を行うものとする。
- 8 1～7について、指定居宅介護支援事業所に委託して実施できるものとする。

(利用料等)

第7条 介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、原則として無料とする。

2 通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、萩市全域とする。

(虐待の防止)

第9条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 センターはサービス提供中に、当該センター職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に報告するものとする。

(秘密保持)

第10条 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 センターは、担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう徹底する。

(苦情処理)

第11条 センターは、提供した事業に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

(緊急時などにおける対応方法)

第12条 職員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

第13条 万一、利用者に事故が発生した場合は、すみやかに家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(研修)

第14条 センターは、担当職員の質的向上を図るため、研修の機会を設ける。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日より施行する。